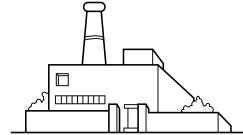




# クリーンセンター建設に向けて

～クリーンセンターは、皆さんの日常生活に欠くことのできない施設です。～

木津川市の可燃ごみは、木津川市と精華町で構成する相楽郡西部塵埃処理組合の打越台環境センター（精華町内）で焼却処分していますが、老朽化により施設の損傷が相当に進み、いつ停止するかわからない状態です。



また、人口増などに伴うごみ量の増加により、打越台環境センターだけでは、可燃ごみを処理できなくなつたため、緊急避難的措置として、民間事業者に処理を委託しています。

このような状況から、新たなクリーンセンターを一日も早く建設することが必要です。

今月号は、前回に引き続き、クリーンセンター建設に向けた取り組みのうち、都市計画の決定、建設用地の取得及び敷地造成工事の準備状況について、お伝えします。

## ○都市計画について ～関連する都市計画を決定しました～

クリーンセンターは、都市計画法に規定されている都市施設の一つであることから、その位置を都市計画で定めが必要です。

クリーンセンターの位置の他、クリーンセンター建設に関連する用途地域及び高度地区などの都市計画（案）が、5月29日に木津川市都市計画審議会で審議・承認され、6月17日に都市計画決定をしました。

## ○建設用地について ～UR都市機構から土地を取得しました～

UR都市機構からクリーンセンター建設に必要な土地（約4.4ヘクタール）を取得することの議案を、6月に開催された木津川市議会に提案したところ、慎重に審議をしていただき、原案どおり可決されました。

クリーンセンター建設用地は、UR都市機構から取得した土地を含め約5ヘクタールです。このうち、約3.5ヘクタールを造成して、クリーンセンターを建設する予定です。

## ○敷地造成工事について

### ～敷地造成工事の発注準備を進めています～

平成28年度中のクリーンセンターの稼動に向けて、今年の秋頃から敷地造成工事に着手したいと考えています。

このため、9月末に施工業者を決定できるように、敷地造成工事の発注作業に取り組んでいます。敷地造成工事の施工期間は、約1年6か月の見込みです。

敷地造成工事に際しては、工事車両の交通安全対策はもとより、府道や木津川に隣接する場所であるため、防災・安全対策に配慮して、取り組む方針です。

敷地造成工事の概要・工程などにつきましては、改めて、広報等でお知らせします。

クリーンセンター建設予定地位置図



クリーンセンター建設の取組は、これまでの調査・計画などの準備期間から、いよいよ工事期間に入ります。

市民生活に必要なクリーンセンターの建設・稼動に向けて、地元の皆さんをはじめ市民の皆さん、一人ひとりのご理解とご協力をよろしくお願いします。

問合せ クリーンセンター建設推進室

☎75-1226 Fax72-3900

E-mail: clean-center@city.kizugawa.lg.jp